

貿易証明ご利用者各位

神戸商工会議所

サイン証明によるシンガポール向け日本産食品の産地証明の今後の発給について (発給を継続いたします)

福島原発事故の影響により、日本から輸出する貨物の産地証明書や放射性物質の汚染状況に関する証明書などが求められるケースが頻出しています。

シンガポールにおいては、規制対象となる食品を輸出する際、相手国税関において「日本政府作成の産地証明書」（都道府県にて発行）を提出する必要がありましたが、政府間協議の結果「指定フォームに基づく商工会議所のサイン証明書」も認められています。

当商工会議所では農林水産省からの要請により、3月末日を期限として同証明書を発給していましたが、同国において日本産食品の輸入規制が続いていることなどを鑑み、期限を設けず、証明書の発給を継続することとなりましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

①サイン証明の対象となる書類について

- ・自己宣誓による、シンガポール向け日本産食品の原産地（原産都道府県）証明
※シンガポール政府の規制対象食品については、農水省のホームページでご確認ください
(http://www.maff.go.jp/j/export/e_shoumei/shoumei.html#singapore)

②発給期間ならびに発給手数料について

- ・期限を設けず発給いたします。
※ただし、シンガポール政府が日本産食品の輸入規制を解除する場合は、解除日をもってサイン証明書の発給を終了します。
- ・発給手数料（1件あたり）：会員1，050円、非会員2，100円

その他

- ・静岡県産の茶葉を輸出される際は、サイン証明ではなく、静岡県の発行する産地証明書をご利用ください。
(問い合わせ先：静岡県経済産業部振興局マーケティング推進課 TEL:054-221-2808)
- ・サイン証明書がシンガポール通関時に、何らかの指摘を受けた場合は、農林水産省の窓口にお問い合わせください。
(問い合わせ先：農林水産省国際部輸出促進室 TEL:03-3502-3408)

以上

【本件担当】

神戸商工会議所・産業部貿易証明係

〒650-8543 神戸市中央区港島中町6-1 電話:078-303-5807 FAX:078-306-2348